

国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険

新型コロナウイルス感染症の影響による

保険料減免のお知らせ

【保険料の減免の対象となる方】

① 保険料が全額免除される場合

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方

② 保険料の一部が減額される場合

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、次の(1)～(3)の全てに該当する方

世帯の主たる生計維持者について

(1) 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入について、収入の種類ごとに見た本年の収入のいずれかが、**令和3年に比べて10分の3以上減少する見込み**であること

(2) **令和3年の所得の合計額が1,000万円以下**であること(介護保険の場合は除く)

(3) 収入の減少が見込まれない種類の所得の合計額について、**令和3年の所得の合計額が400万円以下**であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類のほか申請内容に応じた書類が必要となります。

【保険料の減免額について】

$$\text{保険料減免額} = \text{減免対象の保険料額} \times \text{令和3年の所得の合計額に応じた減免割合}$$

(A × B / C) (D)

◆ 減免対象の保険料額 (A × B / C)

国民健康保険	後期高齢者医療制度	介護保険
A: 世帯の被保険者全員について算定した保険料額(※1)	A: 被保険者(75歳以上)の保険料額(※1)	A: 第1号被保険者(65歳以上)の保険料額(※1)
B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和3年の所得の合計額 ※ 所得が0又はマイナス所得の場合は、 <u>減免対象外</u> となります。		
C: 主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和3年の合計所得金額		C: 主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額

※1 対象となる保険料：令和4年度保険料額(令和4年4月1日以降に納期限が設定されている令和3年度保険料額を含む)

◆ 令和3年の所得の合計額(※2)に応じた減免割合 (D)

国民健康保険・後期高齢者医療制度		介護保険	
所得の合計額	割合	所得の合計額	割合
300万円以下の場合	全部(10分の10)	210万円以下の場合	全部(10分の10)
400万円以下の場合	10分の8	210万円を超える場合	10分の8
550万円以下の場合	10分の6	※2 世帯の主たる生計維持者の所得の合計額です。	
750万円以下の場合	10分の4		
1,000万円以下の場合	10分の2		

【申請方法】

- ① 申請前に、各担当部署まで電話でお問い合わせいただきますようお願いいたします。
- ② 受付は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則郵送とさせていただきます。

【申請期限】

令和5年3月31日

【担当】 小樽市 福祉保険部 電話(代表) 0134-32-4111

- ・国民健康保険について…… 保険年金課 保険係 (内線) 289～291 (FAX) 0134-24-6168
- ・後期高齢者医療について… 保険年金課 後期高齢者医療係 (内線) 312 (FAX) 0134-25-0120
- ・介護保険について…………… 介護保険課 計画・保険グループ (内線) 454 (FAX) 0134-27-6711